

女性によるビジネスプランコンテスト開催業務仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

女性によるビジネスプランコンテスト開催業務

2 委託期間

委託契約締結日から令和5年3月15日（水）まで

3 目的

潜在的起業希望者を掘り起こすとともに、女性起業家のさらなる成長を支援するため、女性によるビジネスプランコンテストを開催する。

4 全般的事項

- (1) 委託者は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、本事業を変更又は中止する場合がある。
本事業の大幅な変更があった場合、委託者は受託者と協議の上、委託金額を変更し（当初の委託金額を上限とする。）、変更契約を締結する。
本事業の中止が決定した場合、委託者は契約を解除する場合がある。この場合、契約の解除に伴い委託者が受託者に対して支払う費用については、委託者と受託者が協議して定めた額（当初の委託金額を上限とする。）を支払うものとする。
- (2) 委託者がイベント等の直接的な接触を伴う開催を不可と判断した場合、受託者は Zoom 等ウェブ会議システムを活用したイベント等の開催を検討し、実施に向けて委託者と協議すること。
- (3) 受託者は、イベント等会場における参加者（登壇者、来場者及びスタッフ等）の新型コロナウイルス感染症防止対策について、委託者と協議の上、実施すること。

5 コンテスト参加対象者

- ・ 埼玉県内で既に事業を実施している又は事業を展開する予定の起業後概ね5年未満（新事業を展開又は新分野に進出後5年未満を含む）の女性
- ・ 埼玉県内で事業を展開する予定の起業前の女性

6 委託業務の内容

[全体スケジュール（予定）]

- | | |
|---------------|--------------------|
| 令和4年6月下旬～7月下旬 | ：参加者公募 |
| 令和4年8月中旬 | ：1次審査（書類審査） |
| 令和4年9月中旬 | ：2次審査（プレゼン審査） |
| 令和4年9月下旬～最終審査 | ：2次審査後の個別支援及び集合型支援 |

令和4年11月5日（土）：女性によるビジネスプランコンテスト開催（最終審査）

令和4年11月～令和5年3月：受賞者のフォローアップ

(1) 事務局運営

事務局運営のため、電話番号、電子メールアドレスを準備し、問合せ等の対応をすること。

(2) ビジネスプランコンテストの企画及び周知広報

募集要項、応募用紙の策定を行うこと。また、コンテスト参加対象者の募集にあたってはチラシをデザインし、以下の部数を印刷し、配布すること。チラシの仕様等の詳細については、県との協議により決定する。

A4判、両面、カラー仕上げ、7,500部

埼玉県内の各地域から応募者を集めるための工夫（県内各地域で応募説明会・交流会の開催等）をすること。また、他のビジネスプランコンテスト等で受賞歴等がないビジネスプランについて応募がなされるよう工夫すること。詳細は県との協議により決定する。

周知広報により、50人以上の応募者を確保するよう努力すること。

(3) 1次審査（書類審査）

1次審査は書類審査とし、選定人数は20人程度とする。

審査基準及び審査員は、県と協議の上、決定すること。

応募受付、応募書類の整理、1次審査の開催準備・当日運営、選定結果の取りまとめ及び選定結果の通知を行うこと。

(4) 2次審査（プレゼン審査）

2次審査はプレゼンテーション審査とし、選定人数は6人程度とする。

審査基準及び審査員は、県と協議の上、決定すること。

2次審査の開催準備・当日運営、選定結果の取りまとめ及び選定結果の通知を行うこと。

(5) 個別支援及びプレゼン能力向上支援

最終審査対象者に対して、それぞれの状況に即したビジネスモデル、プレゼン資料のブラッシュアップ支援を実施すること。

また、プレゼンテーション能力の向上を図るための、集合型の支援を1回以上開催し、それぞれに3回以上の個別支援を行うなど最終審査に向けた支援を行うこと。

(6) ビジネスプランコンテストの開催及び周知広報

(ア) 企画概要

最終審査は、公開プレゼンテーション審査とし、令和4年11月5日（土）にソニックシティ第1展示場（及び審査員控室）で開催する。事前準備（令和4年11月4日（金）午後）及び当日のスケジュール等は、県と協議の上、決定すること。会場には手話通訳者を配置すること。

審査員には、県内女性起業家または女性企業経営者を必ず含めること。また、中立性を確保するとともに多様な視点から審査を行えるよう審査員候補を選定すること。審査基準及び審査員は、県と協議の上、決定すること。なお、最優秀賞1名のほか、起業前の応募者に対象を限定した賞を設けること。その他必要に応じて優秀賞、奨励賞等を選定し、表彰状及び副賞を授与すること。副賞は、女性起業家の支援となるもの（ビジネスコンテストへの推薦や海外や国内のビジネスミーティングへの招待など）、最優秀賞には海外研修とすること。副賞の内容は県と協議の上、決定すること。

と。

(イ) 会場について

女性の集客力を高めるため、ビジネスプランコンテストの会場内（ソニックシティ第1展示場）等で、親子向けの企画（子供のビジネスプランコンテスト等）や講演会を行うなどの工夫をすること。企画の内容は県と協議の上、決定すること。

会場控室（審査員控室を除く）及び設備、機器・備品類（机、ステージ、スクリーン、プロジェクター、パソコン、音響設備、観客席等）については受託者が準備すること。

令和4年11月4日（金）午後の事前準備、令和4年11月5日（土）の開催当日のソニックシティ第1展示場（及び、審査員控室）の会場使用料に係る経費は委託内容に含まないが、会場控室（審査員控室を除く）及び設備、機器・備品類（机、ステージ、スクリーン、プロジェクター、パソコン、音響設備、観客席等）についてソニックシティに支払う経費は、全て委託内容に含めるものとする。

(ウ) 周知広報について

本コンテストの開催に際しては、最終審査対象者から漏れた応募者や埼玉県内の起業家を中心とした一般参加者200名を確保することとし、必要な周知・広報を行うこと。

一般参加者観覧者の募集にあたってはチラシをデザインし、以下の部数を印刷し、配布すること。チラシの仕様等の詳細については、県との協議により決定する。

A4判、両面、カラー仕上げ、7、500部

当日の様態についてプレス関係者が取材可能となるよう準備対応するとともに、事前にプレス関係者に対して、取材要請を行うこと。

ビジネスプランコンテスト観覧者に当日配布するパンフレットをデザインし、以下の部数を印刷すること。パンフレットの仕様等の詳細については、県との協議により決定する。

A4判見開き、両面、カラー仕上げ 300部

(エ) 交流会について

起業家同士のネットワークングのため、交流会（ビジネスプランコンテスト終了後に開催予定）を開催すること。当日、参加者の受付、会費徴収を行うこと。

(7) ネットワーク体の構築

女性の起業を盛り上げるとともに、受賞者が地域に根差したビジネスを展開しやすくすることを目的に、過去当コンテスト受賞者や先輩女性起業家（メンター）とのネットワーク体の構築を行い、当コンテスト開催前後にコンテスト参加者を含めた勉強会や意見交換会を開催すること。

このほか、構築・運用方法等については、委託者と協議の上、決定すること。

(8) 事後支援

(ア) メンタリングの実施

受賞者に対し、先輩起業家や金融機関などと連携し、具体的なアドバイス（販路開拓、資金調達、マーケティングなど）を実施すること。

なお、専門家の選定に当たっては、委託者と協議の上、決定すること。

(イ) PR動画の作成

当コンテスト及び当コンテスト受賞者（ファイナリスト）のPR動画を作成すること。電子媒体を通じ、国内外に発信すること。より多くの方に視聴してもらえるよう工夫すること。

また、PR 動画の電子媒体データを県に納品すること。

動画の内容等の詳細については、県との協議により決定する。

(ウ) 女性起業家交流会の開催

県内の女性起業家同士のネットワーキングのため、女性起業家交流会を開催すること。当日、参加者の受付、会費徴収を行うこと。

(エ) 受賞者紹介冊子の作成

受賞者紹介冊子を作成し、以下の部数を印刷し、関係機関に送付すること。

冊子の仕様等の詳細については、県との協議により決定する。

A 4判またはA 5判、中綴じ冊子 カラー仕上げ 2, 0 0 0部

また、電子媒体データを作成し、県に納品すること。

(9) 報告書の作成

業務の実施結果報告書を下記のとおり作成し提出すること。

(ア) 提出物

- ・事業実施報告書 部数 2部
 - ・上記の電子データ（報告書を記録した電子媒体）
- ※報告書等の内容に当たっては、事前に県の承認を受けること。

(イ) 提出期限

令和5年3月15日（水）

※上記電子データも含む

(ウ) 提出先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県産業労働部産業支援課 創業支援担当

(10) その他

(ア) 本イベントの趣旨に賛同し事業資金や物品・支援等サービスの提供を行う企業・団体を募集する場合は、事前に県に協議し、その承認を受けること。

協賛により得られた物品・支援等サービスは、全てイベント運営費用に充当するものとする。

(イ) コンテスト参加者の募集、ビジネスプランコンテスト観覧者の募集にあたっては専用のホームページを作成すること。

(ウ) 周知・広報で使用する Facebook アカウントは別途県が用意するものとし、受託者が管理者として運用すること。

7 著作権等

ホームページやチラシ等の各種広報物、ロゴ、名称等の作成に当たっては、第三者の著作権を侵害しないように留意すること。

本事業で作成したホームページやチラシ等の各種広報物、ロゴ、名称等及び写真やイラスト等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定された受託者の権利については行使しないものとする。）は県に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、

県が成果品以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。

8 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 事業の遂行に当たっては、提案内容に基づき県と調整を図りつつ進めるものとする。
- (2) 県と綿密な打ち合わせを随時行う体制を整備するものとする。
- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (6) 県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。